朝倉市公式ホームページ更新業務委託提案書選定基準

1 趣旨

この基準は、朝倉市公式ホームページ更新業務委託に関する提案のうち、契約候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 選定方法

プロポーザル審査においては、参加資格を有する者の中から、企画提案書等の提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答により審査し、第一優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、応募者が4者以上の場合は、企画提案書等による書類選考を実施し、「14 説明・理解度」を除く項目による審査により、プレゼンテーション対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果については、全ての提案者に対して、電子メールによりプレゼンテーションの対象可否について通知する。

3 選定基準

ア 評価項目

	評価項目	評価内容	配点
1	業務実績	・過去5年以内に、本市と規模を同じくする又はそれ以上の規模の自治体で、導入した実績を有するか。 ・提案業者による直接の構築実績が豊富であるか。	10
2	人員配置・体制	・本業務を実施できるプロジェクト体制及び人員の配置となっているか。 ・本業務を実施できる経験とスキルを持つ十分な知見を有したスタッフを有し、業務を確実に遂行できる体制となっているか。	10
3	スケジュール	・業務を確実に実施できるスケジュールとなっているか。 ・事業者と本市の役割分担、工程名称、工程期間、作業内容、職員研修、テスト期間などが提示されているか。	10
4	本業務に対する取り組み方針	・現行サイトをもとに本業務に対する基本的な考え方、および取り組み方針について提示さ	20

		れているか。 ・取り組み方針は、本市が仕様書に記載する目的及び基本方針を踏まえた提案となっているか。	
5	ユーザビリティの向上	・ユーザビリティを具体的に改善するための考え方（コンセプト）が提示されているか。 ・現状の問題点とその改善方法が提案されているか。 ・ユーザビリティの向上に資する方法が提案されているか。	20
6	デザインと構成	・閲覧者が使いやすく、本市の特徴や魅力を感じることができ、PRできるデザイン・構成となっているか。 ・閲覧者が使いやすく、様々な情報へ誘導するための工夫がされたデザインとなっているか。 ・独自の工夫があるページのデザイン・構成が提案されているか。	20
7	システムの機能概要・機能要件の実現方法	・機能要件に記載する項目を満たしているか。 ・システムの操作方法は職員が使いやすいものとなっているか。 ・他社にない独自機能が記載されているか。	30
8	アクセシビリティの確保・向上	・アクセシビリティに対する考え方や、本業務における具体的な実現方法について提案されているか。 ・「達成基準AA」を準拠した実績を有しているか。	20
9	データ移行と各ページの問題改善	・データ移行の方法が具体的であり、役割分担が明確で分かりやすい説明であったか。 ・職員への負担が軽減される方法が提案されているか。	20
10	職員研修	・職員のシステムへの習熟に重点を置いた操作研修の体制、および実施方法について提案されているか。 ・次年度以降の運用も見据えた操作研修の方法などの提案がされているか。	20
11	データセンター	・データセンターの特徴や、サーバ、バックアッ	10

		プ、およびネットワーク構成について提示されているか。	
12	運用保守体制	・運用、保守体制や支援内容について提示されているか。 ・機器、またはシステムに障害が発生した場合の連絡体制など、保守範囲について提示されているか。 ・定期的な訪問や改善提案などによる保守サービスの提案がされているか。	30
13	追加提案	・仕様書で要求する事項以外で有益な提案や独自性があるか。	20
14	説明・理解度	・提案書の説明や質問に対する回答が明確でわかりやすいか。 ・業務責任者、担当者の業務に対する理解度が十分であるか。	10
15	見積金額	評価点＝（最低提案価格／提案価格）×価格点 （小数点以下四捨五入） ・提案価格は、見積書に記載する【A】欄及び【B】欄を以下の計算式により算出する。 計算式：提案価格＝【A】＋【B】×5年	50
	合計		300

イ 評価点算出の考え方

・審査委員が評価項目ごとに評価した配点から、委員ごとの評価点を算出する。

・参加者が1者の場合であっても 、評価項目ごとに、当該提案に対し相当と認める点数を付することとする。

・評価項目1～6については、仕様書を網羅した提案であることを前提とし、項目ごとに評価を行う。

ウ 選定

・各委員の評価点の合計が、提案者の中で最高点数を獲得した者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点の候補者として選定する。

・最高得点者が複数の場合は、選定委員会で協議の上決定する。ただし、合計点が最上位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約候補者に選定しないことがある。

・参加者が1者の場合、各選定委員の合計点の平均が180点未満の場合は失格とする。

・選定委員会は非公開とし、審査結果に対する異議申立てには一切応じない。

エ プロポーザルの参加資格が無効となる場合

・提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。